

議案第51号

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日

西脇市長 片山象三

(理由)

国の保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

